

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン  
代表者名 代表取締役社長 中 本 祐 昌  
(コード番号 7898 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 取締役経理部長 吉 岡 孝 治  
(TEL 0829 32 3334)

## 第二回事前警告型セキュリティプラン(買収防衛策)の導入に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、下記の通り、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。 )において承認(普通決議)を得ることを条件として、第二回事前警告型セキュリティプラン(以下「本プラン」といいます。 )を導入することを決議しましたのでお知らせします。

本プランの導入は、上記取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 4 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社は、昨年、第一回事前警告型セキュリティプランを導入しましたが、その有効期間が平成 18 年 6 月 29 日をもって終了するため、同日以後、本定時株主総会の承認を条件として、新たに本プランを導入するものであります。

## 記

### 1. 本プラン導入の目的

当社は、子会社 10 社と共に、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様に提供することを通じて、社会の発展に寄与する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しております。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題であります。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為であります。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践して参りました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させて参りました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取り組み、時代に先駆けた解決策を提示して参りました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、森林資源を保全する法正林施業(植林、育材、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、高齢者社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、中華人民共和国の発展に伴う住宅需要増加を見込み、ブランド力ある商品の製造・販売に努めて参ります。

当社は、これらの諸施策等に取り組み、顧客の満足を得られる高品質で価格競争力のある商品を提供することで、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を一層高めつつ、また、地域社会との連携、地球環境問題への積極的な取り組み等を通じて、企業として社会的責任を果たしていきたいと考えております。

以上の通り、当社の経営に関しましては、当社グループが永年に亘り築き上げて参りました林業及び木材建材製造業の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であり、かかる理解なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びに、その成果の予測等は困難であると考えております。

当社に対する買収等(下記2.(1)(ア)で定義されます。以下同様です。)はその具体的な内容によっては、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上のための有力な手段になり得るものであり、また、当社に対する買収等を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。

しかしながら、上述のような当社の特性等に鑑みますと、当社に対する買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保又は向上させるか否かを判断するためには、当社が永年に亘り築き上げて参りました林業及び木材建材製造業の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であると考えております。

平成18年3月末時点で当社の総株主の議決権数の25.5%は当社経営者、その資産管理会社等が保有しておりますが、当社の経営方針と異なる買付等の提案が行われ、当該提案が実行された場合、又は当社取締役会の事前の同意を得ずに当社株式の買収等が行われた場合には、当該買収等の条件や買収後の経営方針等次第では、上記の当社経営者等の議決権保有比率にかかわらず、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様様の共同の利益を毀損する可能性がありますので、当社取締役会は、当該買収が、当社の企業価値、ひいては株主の皆様様の共同の利益に合致するものか否かにつき、慎重かつ十分な検討を行う必要があります。

従いまして、当社に対する買収等が行われる場合には、当社取締役会は、かかる買収等の是非につき最終的な判断を行う株主の皆様が、適切な判断を行うために必要となる情報等を収集し提供するだけでなく、買収等の条件や買収等の後の当社の経営方針等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを、自ら評価し検討する責務を負っているものと考えております。

そして、かかる評価及び検討の結果、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の極大化の観点から買収提案者等(2.(1)で定義されます。以下同様です。)の買収提案の内容を改善させるべく買収提案者等と交渉することが取締役会の責務であると考えております。

加えて、買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、取締役会としては、当該買収等に対して必要に応じて相当な対抗措置を講じるべきであると考えます。

以上を踏まえ、当社取締役会は、買収等が、一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が上記のような責務を果たすために必要な情報、時間及び交渉力を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることになるものと考え、本プランにおいて、以下のとおり買収等の際に遵守されるべき一定のルール(以下「買収等ルール」といいます。)を定めることとしました。

なお、当社は、昨年、第一回SPC方式信託型セキュリティプラン(以下、「信託型プラン」といいます。)を導入済みであり、本プラン導入後も存続させます。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型プランが選択されますが、信託型プランの迅速な発動が困難な場合等信託型プランが買収防衛策として適切に機能することが困難な状況が生じる場合には、本プランに基づく対抗措置が選択されます。従いまして、信託型プランに基づく対抗措置と本プランに基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

また、本プランの導入後は、信託型プランについても、買収等ルールが適用されるものとし、下記 2.(1)(カ)に定める特別委員会は、買収等ルールを適用するため、信託型プランに関するガイドラインの改定を行います。

## 2. 本プランの仕組み

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者(以下、併せて「買収提案者等」といいます。)に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、特別委員会(下記(カ)参照)による勧告等を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続きであります。その具体的な内容は以下の通りです。

なお、本プランの有効期限は、信託型プランと同様に、平成20年9月30日までとし、また、本プランについて可能な限り株主の皆様の総体的意思を反映させるべく、本プランの有効期間中、毎年の定時株主総会において本プランの継続の是非について承認(普通決議)を得るものとします。

#### (ア)本プラン発動の対象となる当社に対する買収等について

下記 及び の何れかに該当する買付行為(以下、併せて「買収等」といいます。)が本プラン発動の対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意しかつ公表したものを除きます。

当社が発行する株券等(注1)について、保有者(注2)及びその共同保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付

当社が発行する株券等について、公開買付け(注5)後の公開買付者の株券等(注6)の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注 1) 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される株券等をいいます。
- (注 2) 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。
- (注 3) 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- (注 4) 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される株券等保有割合をいいます。
- (注 5) 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定される公開買付けをいいます。
- (注 6) 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される株券等をいいます。
- (注 7) 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される株券等所有割合をいいます。
- (注 8) 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される特別関係者をいいます。

(イ) 買収提案者等による当社に対する情報提供

買収提案者等には、買収等に先立ち、まず、買収提案者等の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買収等の概要、並びに、本プランに定められた手続きを遵守する旨の誓約を明示した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

次に、当社取締役会は、上記 から までの全てが記載された意向表明書を受領した日から 10 日以内(初日不参入)に、当該買収提案者等に対して、買収等に関する情報として当社への提出を求める事項について記載した書面を交付し、当該買収提案者等には、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に書面で提供して頂きます。

買収等に関する情報として当社取締役会が提出を要請する情報には以下の事項が含まれます。

買収提案者等及びそのグループの概要、経歴、属性等

買収等の目的、方法及び内容

買収等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

買収対価の算定根拠及び買収資金の裏付け

買収提案者等に対する買収資金の提供者の名称その他の概要・属性

買収等完了後の当社及び当社グループの経営方針及び事業計画

当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等完了後に予定する変更の有無及びその内容

その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

本項に基づき提出された買収等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該買収等を評価・検討するための情報として充分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、買収提案者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が買収等を評価・検討するための必要かつ十分な情報が買収提案者等から提出されたと判断する場合には、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を買収提案者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び、当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては適時適切に開示します。

(ウ) 当社取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

上記(イ)に基づき買収提案者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非(発動すべき場合には、本プラン又は信託型プランの何れを発動すべきかという点を含みます。)について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家(公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等)の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、買収等の内容に応じて、下記 a.又は b.による評価期間(以下、「評価期間」といいます。)を設定します。

- a. 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から 60 日間(初日不参入)
- b. a.以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から 90 日間(初日不参入)

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示します。

買収提案者等は、評価期間が経過した後においてのみ買収等を開始することができるものとします。

(I) 買収等がなされた場合の対応

- a. 当社取締役会は、買収等ルールが遵守された場合には、原則として対抗措置を発動しません。但し、当社取締役会が、買収等が濫用的なものであると判断する場合又これにより当社の企業価値の最大化を妨げるものであると判断する場合には、対抗措置を発動することができるものとします。濫用的な買収等であるか否か又これにより当社の企業価値最大化を妨げる買収等であるかについての具体的な判断基準は、下記(ウ)の通りであります。この点については特別委員会が判断し、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重します。

他方、買収等ルールが遵守されない場合には、取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重した上で、本プランに基づく対抗措置を発動することができるものとします。

本プランの対抗措置の具体的な方策は、下記(オ)に記載の通り、新株予約権の無償割当て(会社法 277 条)を利用します。

- b. 当社取締役会が本プランの対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う旨の決定をし、その割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、同無償割当ての効力発生日までの間に、(a)買収提案者等が買収等を中止若しくは撤回した場合、又は、(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、無償割当ての効力発生日までの間に限り、対抗措置の中止又は撤回を決定するものとし、その決定を適時適切に開示します。但し、この対抗措置の中止又は撤回の決定について、当社取締役会は、下記(カ)の特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(オ) 対抗措置の具体的な方策

本プランに従い当社取締役会が行う具体的な対抗措置は、新株予約権の無償割当て(会社法 277 条)とします。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ての概要は、別紙の通りとします。

対抗措置としての効果を生じさせるため、(a)割当てを受けた株主の皆様が新株予約権を行使することにより当社が普通株式を交付する方法、又は、(b)当社が取得条項に基づいて新株予約権を取得し、普通株式を交付する方法の何れを採用するかについては、当社取締役会が、新株予約権者に与える影響を勘案して、対抗措置発動に際して決定した上で適時適切に開示します。

なお、当社は、かかる新株予約権の無償割当てによる対抗措置を機動的に発動するため、本定時株主総会による承認後、新株予約権の無償割当てについて発行登録を行う予定です。

(カ) 特別委員会

上記(イ)の通り、本プランに基づく対抗措置の発動の有無の決定権限は当社取締役会に属するものでありますが、その合理性・公正性を担保するために、当社は、特別委員会を設置します。

この特別委員会は、3 名以上 5 名以内の委員によって構成され、監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から委員が選任されます。特別委員会の委員は、宮崎正樹氏、肥和野卓夫氏、村岡卓夫氏、須山正敏氏及び竹廣 隆氏によって構成されるものとします。

特別委員会は、まず、買収提案者等が買収等ルールを遵守したか否かを検討するものとします。

特別委員会は、買収提案者等が買収等ルールを遵守しないと判断する場合には、取締役会に対して本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告するものとします。

他方、特別委員会は、買収提案者等が買収等ルールを遵守したと判断する場合には、原則として本プランに基づく対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。但し、(a)買収提案者等による買収等の提案の内容、(b)買収提案者等に関する事項、(c)当社取締役会が遂行する事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社株式の客観的な価値、(d)新株予約権の無償割当てを行う場合及び行わない場合における買収提案者等以外の株主の皆様と与える影響等を検討の上で、(i)買収等の内容等が株主の皆様を買収等に応じることを強要するものである場合、(ii)当社取締役会が代替案を検討する十分な時間的余裕を与えるものでない場合、(iii)株主の皆様を誤信させて買収等に応じさせるものである場合、又は、(iv)その他買収等が当社、株主の皆様及び当社利害関係人(従業員、取引先、育林事業関係者等)の利益を著しく害するものである場合の何れかに該当するときであって、新株予約権の無償割当てを行うことが防衛策として相当なものであるときは、特別委員会は、買収提案者等による買収等は濫用的なもの又は当社の企業価値の最大化を妨げるものに該当するものと判断し、本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告するものとします。

なお、上記(i)「買収等の内容等が株主の皆様を買収等に応じることを強要するものである場合」とは、例えば、買収提案者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するものである場合が挙げられます。

上記(iii)の「株主の皆様を誤信させて買収等に応じさせるものである場合」とは、例えば、買収提案者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。))、違法性の有無、実現可能性等を含みます。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである場合が挙げられます。

上記(iv)の「その他買収等が当社、株主の皆様及び当社利害関係人(従業員、取引先、育林事業関係者等)の利益を著しく害するものである場合」とは、例えば、以下の各号の何れかに該当する場合が挙げられます。

- (A) 買収提案者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)である場合
- (B) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を買収提案者等又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (C) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を買収提案者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている場合

- (D) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (E) 買収提案者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、育林事業関係者その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる場合
- (F) 買収提案者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買収提案者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後する場合
- (G) 買収提案者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合

特別委員会が上記の評価・検討を行うにあたっては、当社の費用により独立した第三者である専門家(公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等)の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を発動するに際しては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、上記(I)b.の通り、上記の手續に従って、当社取締役会が、本プランに基づく対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う旨を決定し、その割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、同無償割当ての効力発生日までの間に、買収提案者等が買収等を中止若しくは撤回したとき、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動を維持することの是非について、具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会に対して、本プランに基づく対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

## (2) 本プランによる株主の皆様及び投資家の皆様への影響等

本プラン導入時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の割当て等を行われず、本プランの導入により株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接影響を与えることはありません。

## 本プラン発動時に株主の皆様及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの発動は、当社の企業価値ひいては株主皆様の利益の確保又は向上のために行われるものでありますので、株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。

しかしながら、本プランに基づき対抗措置が発動される場合には、別紙 1.(3)ア)記載の特定大量保有者及びその一定の関係者は、結果的に法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、買収提案者等が買収等ルールに違反して買収等を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

また、別紙 1.(3)ア)記載の特定大量保有者及びその一定の関係者以外の株主の皆様については、下記 ア)の通り、割当てのための基準日までには名義書換手続きを完了されない場合には、新株予約権の割当てを受けることができませんので、結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受けることとなります。また、対抗措置としての効果を生じさせるため、下記 イ)の通り、(a)割当てを受けた株主の皆様が新株予約権を行使することにより当社が普通株式を交付する方法が選択される場合には(上記(1)オ)参照)、新株予約権を行使されないときは、普通株式の交付を受けることができず、結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受けることとなります。

### 対抗措置発動時に株主の皆様に必要な手続き(新株予約権の無償割当ての場合)

#### ア) 名義書換の手続き

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、株主の皆様におかれましては、当該基準日までには、所有する当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

但し、証券取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されている当社株券を当該基準日までには取得された株主の皆様につきましては、名義書換の手続きは不要です。

なお、新株予約権の無償割当てでは、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、自動的に新株予約権が割り当てられますので、当社に対して新株予約権の申込を行う必要はありません。

#### イ) 新株予約権の行使の手続き

上記(1)オ)の通り、(a)割当てを受けた株主の皆様による新株予約権の行使をお願いするか、又は、(b)当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するかという点については、当社取締役会が対抗措置発動時に際して決定した上で適時適切に開示しますが、前者が選択される場合には、株主の皆様は、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、払込取扱場所において、行使価額の払込み、必要書類(行使請求書等)の提出等を行って頂く必要があります。

本プランに基づく対抗措置の発動決定後、当該対抗措置の中止又は撤回を決定した場合の株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

上記(1)(イ)b.及び(カ)の通り、当社は、本プランに基づく対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決定し、割当を受けるべき者が確定した後であっても、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間に限り、対抗措置の中止又は撤回することがあります。対抗措置が中止又は撤回される場合には、当社株式の希釈化は生じません。割当を受けるべき者が確定した後、当社株式の希釈化が生じることを前提として、当社株式の売買を行われた株主及び投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本プランの合理性を高める仕組みについて

本プランは、導入に際して株主総会による承認を取得すること、有効期限を平成20年9月30日までに限定し、かつ、毎年の定時株主総会において本プランの継続の是非について承認を得るものとするなど、株主の総体的意思を反映させる機会を設けていること、取締役会が、対抗措置の発動の有無を決定するに当たり、監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者により構成される特別委員会による勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、かかる勧告にあたり、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家による助言を求めることができること等により、その合理性を高めております。

(4) 大株主の状況について

株主名		(千株)
1	中本不動産(株)	2,382
2	日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・広島銀行口)	1,801
3	中本信子	1,721
4	中本祐昌	1,638
5	日本生命保険相互会社	1,568
6	中勇不動産(株)	1,496
7	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,413
8	中本利夫	1,150
9	中本昭文	1,148
10	中本國香	1,142
	計	15,459

尚、ウッドワン経営者、その資産管理会社等の持株比率は、25.5%です。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 株主に割り当てる新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(ア) 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

(イ) 新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権 1 個あたり当社普通株式 1 株とする。

#### (ウ) 対象株式数の調整

上記(イ)に関わらず、下記 a.又は b.に規定する場合には、当社取締役会は、対象株式数を調整することができる。

a. 新株予約権の無償割当ての基準日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、当社取締役会は対象株式数を次に定める算式により調整することができる。調整後対象株式数の算出にあたっては、小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。調整後の対象株式数は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第 180 条第 2 項第 2 号の日以降、これを適用する。

調整後対象株式数

= 調整前対象株式数 × 分割の割合(分割後の発行済普通株式の総数の分割前の発行済普通株式の総数に対する割合を意味する。)又は併合の割合(会社法第 180 条第 2 項第 1 号に定める意味を有する。)

b. 当社による合併、会社分割、株式の無償割当て等対象株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うことができる。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産

新株予約権の行使に際して出資される財産は、新株予約権 1 個あたり 1 円以上で当社取締役会が定める金額とする。

### (3) 新株予約権の行使条件

- (7) 以下の各号に定める者(但し、当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 3 項に定義される。)、及び、当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 5 項に定義される。)は除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。第三者のために新株予約権を有する者は、当該第三者が以下の各号に定める者に該当する場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。

#### 特定大量保有者

なお、「特定大量保有者」とは、以下の何れかに該当する者をいう。但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより、下記の「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

- (a) 当社が発行者である株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定され、証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。)が 20%以上である者
- (b) 公開買付け(証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。本(b)において以下同じ。)の買付け等(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。)が、その者の特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項に定める者を除く。以下同じ。)の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者

特定大量保有者の共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される「共同保有者」を意味し、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)

#### 特定大量保有者の特別関係者

下記(6)に定める当社の承認を得ずに、上記 から までの何れかの者から新株予約権を譲り受けた者

上記 から までの何れかの者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又は、その者と協調して行動する者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則 3 条 3 項に定義される。以下同じ。)をいう。

- (イ) 以下の各号に定める者による新株予約権の行使については、上記(ア)の定めは適用しない。

当社を支配する意図なく、特定大量保有者に該当することとなった者であって、かつ、特定大量保有者に該当することとなった日の翌日から起算して 10 日以内(但し、当社取締役会がこの期間を延長し又は短縮することを決議する場合にはその決議された日数以内)にその保有する当社の株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される意味を有する。以下別段の定めがない限り同じ。)を処分等することにより特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく特定大量保有者に該当することとなった者であって、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得していない者

その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者(但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。)

- (ウ) 新株予約権の行使条件を充足していることを表明及び保証し、かかる表明及び保証が事実と反している場合又は不正確である場合に当社が被る損失を補償する旨の書面を提出することを当社が求めたときは、新株予約権者は、当該書面を提出する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間

当社取締役会が、無償割当ての決議に際して、行使期間の初日及び終日を決定する。但し、行使期間は 3 か月以内とする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使又は取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い、取締役会が無償割当ての決議に際して定める。

(6) 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については会社法第 262 条又は第 263 条に基づく当社の承認を要するものとする。

当社が会社法第 262 条又は第 263 条の承認をするか否かの決定は、取締役会の決議によらなければならないものとする。

(7) 取得条項

(ア) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、新株予約権者(但し、上記(3)(ア)及び(イ)に基づき新株予約権を行使することができない者を除く。)に対して、新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権 1 個あたり当社普通株式 1 株を交付することができる。

(イ) 上記(ア)に基づき取得されなかった新株予約権のうち、上記(3)(ア)及び(イ)に基づき新株予約権を行使することができない者以外の者に対して譲渡されたもの(但し、その譲渡については上記(6)に定める当社の承認を得たものに限る。)については、当社は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権の譲受人に対して、新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権 1 個あたり当社普通株式 1 株を交付することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に関わらず、上記(1)(ウ)に従い対象株式数の調整が行われる場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権 1 個あたり調整後対象株式数に相当する当社普通株式を交付することができる。但し、新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。当該新株予約権者から複数の新株予約権を取得するときは、各新株予約権の取得により交付する株式の数を合算して端数を計算することができる。

(エ) 上記(ア)及び(イ)に基づく新株予約権の取得は、取締役会の決議によらなければならないものとする。但し、取締役会は、本(7)の取得条項に基づく取得が、新株予約権者による新株予約権の行使と比較して、新株予約権者に重大な不利益を与えない場合に限り、本(7)に定める取得の決議を行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の行使における端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。但し、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは、各新株予約権の行使により交付する株式の数を合算して端数を計算することができる。

(9) 新株予約権証券

新株予約権証券は発行しない。

(10) 法令改正等による修正

法令改正(証券取引法の改正を含む。)等により、上記各項に定める条項又は用語の意義に修正又は追加する必要がある場合には、取締役会は、その決議に基づいて、当該改正等の趣旨、状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項又は用語の意義を合理的な範囲内で修正又は追加することができるものとする。

2. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会が別途定める割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その所有する当社普通株式1株あたり、新株予約権1個又は2個のうち、当社取締役会が無償割当ての決議において定める数を割り当てる。

3. 新株予約権無償割当てが効力を発生する日

当社取締役会が無償割当ての決議において定めるものとする。

以 上